

Vol.111

今回は 資産税

会員相談室

相談委員 出岡 伸和 (麹町)

相談事例
紹介

電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



特別縁故者への財産分与にかかわる 民法の手続きと相続税の取扱い

事例

不動産賃貸業を営んでいた甲は平成29年1月9日に死亡した。甲には相続人がいなかったが、甲の財産を次のように生命保険金の受取人である乙と特別縁故者である丙が取得した。

この場合の課税関係はどのようなになるか。

1. 甲の伯父である乙は、平成29年3月14日にA生命保険会社より甲の死亡保険金として2,000万円を受け取った。この保険金は甲を契約者及び被保険者とし、受取人を乙とする生命保険契約に係るものである。
2. 平成30年6月15日に東京家庭裁判所において、特別縁故者である丙へ6,000万円の相続財産の分与をする審判が決定した。丙は平成30年7月20日に甲の相続財産法人より6,000万円の現金の分与を受けた。
3. 丙は甲の従弟であり、乙と丙は親族であることから、丙は財産分与を受けたことを乙に報告した。

回答

1. 乙が受け取った生命保険金は、みなし相続財産となる。乙は甲の相続人ではないので、遺贈により財産を取得したものとみなされる(相法3)。また、乙は相続人ではないため、生命保険金の非課税規定の適用を受けることはできない(相法12①五)。
2. 乙の受け取った保険金は2,000万円であり、基礎控除額の3,000万円以下であるため、平成29年3月14日の時点において、乙に相続税の申告義務はない。
3. 丙が民法第958条の3第1項の規定により分与を受けた財産は、甲から遺贈により取得したものとみなされる(相法4)。したがって、財産分与の審判があった平成30年6月15日の時点において、甲から遺贈により財産を取得したものとみなされる財産の総額は、乙が取得した生命保険金2,000万円と丙が分与を受けた財産の価額6,000万円の合計額の8,000万円である。
4. 平成30年6月15日の時点において、遺贈により取得したものとみなされる相続税の課税価格の合計額8,000万円は、基礎控除額の3,000万円を超えることとなり、乙と丙は、相続税の申告書の提出義務(相法29)及び納付すべき義務(通則法15②)が生ずる。乙と丙の相続税の申告書の提出期限は、財産分与の審判があった平成30年6月15日の翌日から10か月以内である。

検討

被相続人に相続人がいない場合の特別縁故者に対する財産分与に係る相続税の取扱いは、民法における相続人の不存在の規定及びその具体的な手続きと密接に関係している。

- I. 相続人が不存在の場合の民法の規定(民法第951条～第959条)
 1. 相続人が不存在の場合の特別縁故者に対する財産分与までの具体的な手続き
 - ① 相続が開始した場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産を法人とする(民951)。
 - ② 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任し、公告する(民952)。相続財産の管理人には弁護士、司法書士等の専門家が選任されることが多いようである。なお、相続人がいることが明らかになったときは、法人は当初から成立しなかったものとみ

なされる(民955)。

- ③ 相続財産の管理人は、債権者および受遺者に対して清算手続きを行う。返済すべき債務を返済しながら、相続財産の換価手続きなどを行うことになる(民952～民957)。
- ④ 相続財産の管理人は、上記②から2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、最低2か月の期間を定めて、すべての相続債権者及び受遺者に対し、その請求の申出をすべき旨を公告する(民957)。
- ⑤ 上記④の期間満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、最低6か月の期間を定めて、相続人搜索の公告をする(民958)。
- ⑥ 上記⑤の期間内に権利を主張するものがない場合は、相続財産法人における残余財産が確定する(民958条の2)。
- ⑦ 上記⑤の期間満了後3か月以内に、相続人の特別縁故者からの請求があった場合に、家庭裁判所は、これらの者に清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる(民958条の3)。特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別な縁故があった者と定められているが、個人のみならず特別の縁故があった法人等もなることができる。
- ⑧ 以上によって処分されなかった相続財産は、国庫に収納される(民959)。

2. 特別縁故者への財産分与の時期

相続人が不存在の場合の相続財産法人から特別縁故者への財産分与の時期は、各手続きにおける公告期間が必要になるので、相続開始後相当の期間(最低13か月)を経て、行われることになる(相基通4-1)。

このように、特別縁故者への財産分与を認めるのは家庭裁判所であり、相続財産法人に財産があったとしても、家庭裁判所に特別縁故者と認められなければ、財産分与を受けることはできない。さらに、分与される財産額についても家庭裁判所が相続開始後13か月以降に決定するものである。

II. 相続人が不存在の場合の相続税の取扱い

財産分与を受けた特別縁故者は、被相続人から遺贈により財産を取得したものとみなされる(相法4)。

相続税の計算及び申告において留意すべき点として、次のようなものが挙げられる。

1. 課税財産の価額

財産の評価額は、相続開始の時点ではなく、財産分与を受けた時点の評価額になる(相法4)。

2. 特別縁故者等の申告期限

相続財産法人に係る財産の分与を受けた者で、それにより相続税について納税義務を負うこととなった者は、その分与があったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税の課税価格、相続税額その他必要な事項を記載した相続税の申告書を所轄税務署長に提出しなければならない(相法29)。この申告書を提出することにより、財産の分与を受けたものは、相続税の具体的な納税義務を負い、提出した申告書に記載された相続税額についての納税の義務が確定することとなる(通則法15②)。

ところで、相続税法第29条において、「第4条に規定する事由が生じたため新たに第27条第1項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなった者」は、特別縁故者に限定しておらず、乙のように生命保険金を取得したので、みなし相続財産を遺贈により取得したとみなされる者並びに被相続人から遺贈により財産を取得した者も含まれると解される。

そうすると、乙が保険金を受け取った平成29年3月14日における甲の相続税の課税価格は2,000万円となり、基礎控除額以下であることから、相続税の申告義務は生じなかったが、丙が財産の分与を受けたことにより、乙は相続税法第29条の規定により新たに相続税の申告書を提出しなければならない者に該当する。したがって、乙の申告期限は「当該事由が生じたことを知った日の翌日から10か月以内」となる。

本事例における、乙及び丙が提出すべき相続税の申告書の提出期限は、丙へ財産分与の審判があった日(平成30年6月15日)の翌日から10か月を経過する平成31年4月15日までとなる。

3. 課税価格

すでに被相続人から遺贈によって相続財産を取得している者がある場合には、その取得した財産の価額と同一の被相続人に係る相続財産法人の財産の分与を受けた財産の価額との合計額が相続財産の課税価格を構成する。

4. 基礎控除額

基礎控除額は、法定相続人を0人として計算し(相基通15-1)、相続開始日の法令による基礎控除額にて計算する。相続開始日が平成26年以前である場合は5,000万円になる。

本事例の場合、平成29年1月9日が相続開始日なので3,000万円になる。

5. 2割加算

特別縁故者等が、被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者であるときは、相続税の2割加算の対象となる(相法18)。本事例の場合、乙と丙がこれに当たる。

III. 実際の相続税申告における留意点

本事例においては、乙と丙が親族であり、乙と丙が甲より遺贈により取得したものとみなされる財産の価額をお互いに知りうる立場にあったので、乙も丙と同じくして相続税の申告納税を行うことが可能である。

しかし、乙と丙に親族関係がなければ、甲より取得した財産をお互いに知ることができない場合が一般的であろう。本事例では、丙の財産分与額の6,000万円は基礎控除額の3,000万円を超えているため、丙は財産分与を受けた後に相続税の申告を行うことになる。

一方、乙としては、丙の財産分与の事実及び財産分与額を知ることができなければ、乙が取得した生命保険金の2,000万円は基礎控除額の3,000万円以下であるため、相続税の申告をすることはない。

このような場合は、丙の相続税の申告後、課税庁より乙へ期限後申告書の提出のしようの連絡があり、一方、丙には乙が受け取った生命保険金2,000万円を課税価格に加算した修正申告書の提出のしようの連絡があるものと考えられる。

(参考文献)

野原誠編「相続税法基本通達逐条解説」106～107項 大蔵財務協会 平成27年版

注) 内容は、平成30年8月23日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。